

（目的）

第1条 この要綱は、私有道路における交通安全確保及び市民の生活環境整備を図るため、私有道路の整備事業を行う者に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、私有道路（以下「私道」という。）とは道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路で、常時一般の交通の用に供されるものをいう。

（補助対象の私道）

第3条 補助金の交付の対象とする私道は、次の各号のいずれかに該当する私道のうち、その敷地の境界が明確になっているものとする。

- (1) 幅員4メートル以上、かつ、奥行き20メートル以上の私道又は幅員4メートル未満の私道で次のいずれかに該当するもの
 - ア 公道から公道に接続している私道
 - イ 公道に接続する奥行き20メートル以上の袋路の私道で、沿道に住居として現に使用されている住宅が5戸以上あるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める私道

2 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた開発行為により築造された私道又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に該当する私道で、築造後5年を経過していないものは補助対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、私道における路面舗装工事、雨水排水施設工事及び街渠設備工事並びに雨水排水施設浚渫作業（以下「整備工事等」という。）とする。ただし、当該私道の所有者（共有の私道にあっては、共有者全員）の同意を得ているものに限る。

2 私道の形状又は効用の著しい変更（民法（明治29年法律第89号）第251条第1項に規定する変更をいう。）を伴わない整備工事等に係る前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「全員」とあるのは、「の持分に従い、その過半数の共有者」とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、別表に定めるところにより算定した額と整備工事等に要した費用の額に5分の4を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎会計年度に交付する補助額は、当該年度の予算額を限度とする。
（補助金の制限）

第6条 補助金の交付を受けて整備した私道については、補助金交付年度の翌年度から起算して、10年間は補助の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度7月1日から9月末日までに武蔵村山市私道整備事業事前協議書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に協議しなければならない。ただし、整備工事等に係る私道の所有者が申請者のみの場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 整備工事等の施工箇所の案内図、公図及び登記簿謄本
- (2) 私道の所有者の承諾書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の協議があった場合は、市長はその適否を決定し、武蔵村山市私道整備事業事前協議結果通知書（第3号様式）により通知を行う。

（補助金の申請）

第8条 前条第2項の規定により、適合とする旨の通知を受けた者は、武蔵村山市補助金等交付規則（昭和48年武蔵村山市規則第21号。以下「交付規則」という。）第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の申請をしなければならない。

- (1) 整備工事等の施工箇所の案内図、平面図、断面図及び構造図
- (2) 整備工事等の見積書（2者以上）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付規則第8条の規定により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、第4条に規定する事業に要する経費に充当するものとし、その目的以外に使用し

ないこと。

(2) 補助事業の会計を明確に記載した帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整備して、少なくとも5年間保存すること。

(3) 交付規則の定めを遵守すること。

(実績報告及び完了検査)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、交付規則第14条の補助事業等実績報告書により市長に報告し、完了検査を受けなければならない。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の完了検査合格後に申請者の請求により補助金の支払をするものとする。

(私道の管理)

第12条 補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、私道に係る土地所有者が行うものとし、広く一般の交通の用に供さなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、交付規則に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(事前協議の期間の延長に係る特例)

2 平成24年度における申請者に係る第7条の規定の適用については、同条第1項中「9月末日までに」とあるのは「12月末日までに」とする。

附 則 (平成24年10月29日訓令(乙)第152号)

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日訓令(乙)第131号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日訓令(乙)第147号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

工事種別	工事内容	補助基本額			補助率	
路面舗装工事	土工、運搬工、街渠工、舗装工、その他	5,900円／1㎡			5分の4	
雨水排水施設工事 (街渠設備工事を除く。)		53,880円／1m				
街渠設備工事		13,100円／1m				
雨水排水施設浚渫作業	浚渫工、土砂等処分工	排水枡	400×400mm未満	2,442円／1箇所	2分の1	
			400×400mm以上	3,366円／1箇所		
		排水溝	240mm未満	2,079円／1m		
			240mm以上	2,640円／1m		
		導水管	150～200mm	2,442円／1本		
		排水管	D－250mm 33%	1,947円／1m		
			D－250mm 50%	2,706円／1m		
			D－250mm 77%	3,608円／1m		
			D－350mm 33%	3,256円／1m		
			D－350mm 50%	4,884円／1m		
			D－350mm 77%	5,137円／1m		
		雨水人孔 吸込槽	162,800円／1箇所			

備考 金額には消費税等を含む。

第1号様式（第7条関係）

武蔵村山市私道整備事業事前協議書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

協議者（私道管理者又は代表者）

氏名 印

電話

武蔵村山市私有道路整備事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり私道整備事業に係る補助金の交付を受けたいので事前協議をします。

なお、私道整備事業に係る補助金の交付を受けて整備工事等が行われた私道は、今後善良な維持管理を行い、広く一般の交通の用に供することを確約します。

また、本整備工事等に関する諸権利の調整、紛争、事故等については、自己の責任において処理します。

私道の地番	武蔵村山市
私道の幅員等	延長 m 幅員 m 面積 m ²
整備工事等の種類	1 路面舗装工事（工事面積 m ² ） 2 雨水排水施設工事 3 街渠設備工事（工事延長 m） 4 雨水排水施設浚渫工事
私道の状況等	1 当該私道の建設年度 年 月 2 前回の補修等年度 年 月（自費・公費） 3 私道の所有者等 共有者 人 4 共有者の承諾 全員・過半数
整備工事の理由	（整備が必要な具体的な理由を記入してください。）

添付書類

- (1) 施工箇所の案内図、公図及び登記簿謄本
- (2) 私道の所有者の承諾書（第2号様式）

※ 協議者が私道の所有者であり、かつ、共有者がいない場合は添付不要です。

- (3) 根拠となる写真等（路面状況、雨水の状況等）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

所有者

住 所

氏 名

印

電 話

承 諾 書

私が所有する下記の私道を整備することを承諾します。

記

- 1 私道の地番 武蔵村山市
- 2 私道の延長
- 3 私道の幅員
- 4 私道の面積
- 5 整備の種類 路面舗装整備工事・雨水排水施設工事・街渠設備工事・雨水排水施設浚渫作業

年 月 日

殿

武蔵村山市長



武蔵村山市私道整備事業事前協議結果通知書

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり結果を通知します。

記

適・否（理由）

（日本産業規格A列4番）